

令和7年度 八戸市グリーン購入調達指針

<p>定義</p> <p>「重点品目」、「判断基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。</p> <p>①重点品目 重点的に調達を推進すべき物品等の種類</p> <p>②判断基準 重点品目に該当する物品等における選択のための基準</p> <p>③配慮事項 ②のほか、さらに配慮することが望ましい事項</p>	
---	--

分野	重点品目	判断基準	配慮事項
紙類	コピー用紙	○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、国が策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国の方針」）で定める算定式により、環境負荷低減効果を総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。	<p>1 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>2 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	フォーム用紙	○ 古紙パルプ配合率 70%以上であること。	
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	○ 古紙パルプ配合率 70%以上であること。	
	塗工されていない印刷用紙	○ 国の方針で定める計算式により算定された総合評価値が 80 以上であること。	
	塗工されている印刷用紙		
	トイレットペーパー	○ 古紙パルプ配合率 100%であること。	
	ティッシュペーパー		
文具類	文具類共通	<p>1 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチック若しくは原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック（以下「バイオマスプラスチック」という。）であって環境負荷低減効果が確認されたもの、又は再生資源が使用されていること。</p> <p>2 大部分の材料が金属類の場合は、原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。</p> <p>3 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>	<p>1 再生プラスチック又は再生資源の配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>2 製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。</p> <p>3 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>4 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>5 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p>
	シャープペンシル		○ 残芯が可能な限り少ないこと。
	シャープペンシル替芯	〔判断基準は容器に適用〕 ※販売時に替芯が入っていた容器で判断する。	
	ボールペン	○ 芯が交換できること。	
	蛍光ペン		○ 消耗品が交換又は補充できること。
	鉛筆		
	スタンプ台	○ 再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。	○ インク又は液が補充できること。
	朱肉		
	定規		
	消しゴム	〔判断基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕 ※販売時に消しゴムに付いている巻紙又はケースで判断する。	
	ステープラー	○ 再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分除く。）。	○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。
	ステープラー針 リムーバー		
	連射式クリップ	○ 再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。	○ 消耗品が交換できること。
	修正テープ		
	修正液	〔判断基準は容器に適用〕	
	クラフトテープ	○ テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 40%以上であること。	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	布粘着テープ（プラスチック製クロステープ含む。）	○ テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
	クリップケース		
	はさみ		○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。
	テープカッター		

紙めくりクリーム	[判断基準は容器に適用]		
カッターナイフ			
デスクマット			
OHPフィルム	○ 再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。		
絵筆			
絵の具	[判断基準は容器に適用]		
墨汁	※絵の具、墨汁本体ではなく、入っている容器で判断する。		
のり(液状)	[判断基準は容器・ケースに適用] ※のり本体ではなく、入っている容器・ケースで判断する。	○ 内容物が補充できること。	
のり(固形、テープ)	[判断基準は容器・ケースに適用] ※のり本体ではなく、入っている容器・ケースで判断する。	○ 消耗品が交換できること。	
ファイル	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。	○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	
バインダー			
アルバム			
カードケース			
事務用封筒(紙製)	○ 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること。		
ノート	○ 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。		
タックラベル	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること(粘着部分を除く。)	○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	
インデックス			
付箋紙			
額縁			
ごみ箱	○ 再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)		
名札(机上用)			
オフィス家具等	いす	1 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチック若しくはバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの、又は再生資源が使用されていること。 2 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 3 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	1 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 2 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 3 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
	机		
	棚		
	収納用什器		
	ローパーティション		
	コートハンガー		
	傘立て		
	掲示板		
	黒板		
ホワイトボード			
○ A 機器類(レンタル又はリースを含む)	○ A 機器類共通		○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
パソコン	1 国の方針で定める消費電力の基準を満たすこと。 2 筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。		
プリンタ	○ 次の1から5の要件を満たすこと、又は6の要件を満たすこと。 1 国の方針で定める消費電力の基準を満たすこと。 2 使用する用紙は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 3 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 4 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が5g以上使用されていること。 5 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の1%以上使用されていること。 6 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		1 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 2 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
ファクシミリ	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。		
スキャナ	1 次の要件を満たすこと。 ア. 国の方針で定める消費電力の基準を満たすこと。 イ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 2 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		

	トナーカートリッジ	○ 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。	○ 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。
	インクカートリッジ	○ 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。	
	一次電池又は小型充電式電池	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 1 一次電池にあつては、国の方針で定める表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 2 小形充電式電池（二次電池）であること。	1 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 2 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
電気製品類 (レンタル 又はリース を含む)	電気製品類共通	○ 国の方針で定めるエネルギー消費効率の基準を満たすこと。	○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	冷蔵庫（冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫）	○ 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。	○ 製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
	業務用エアコンディショナー	○ 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であること。	1 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 2 製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
	テレビ	○ 国の方針で定めるエネルギー消費効率の基準を満たすこと。	1 製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 2 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
	LED 照明器具	1 国の方針で定めるエネルギー消費効率の基準を満たすこと。 2 LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。	1 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 2 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 3 ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 4 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
制服・作業服	制服 作業服 靴	○ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維が使用されていること。	○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
自動車 (レンタル 又はリース を含む)	一般公用車 (特殊車、緊急車、バス、小型トラック等は除く)	1 乗用車にあつては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、国の方針で定める排出ガス基準に適合し、かつ、国の方針で定める燃費基準値を満たすこと。 2 小型貨物車にあつては、電動車等であること。電動車等でない場合は、電動車等を除く次世代自動車又は国の方針で定める燃費基準値を満たすこと。ただし、ガソリン又は LP ガスを燃料とする場合は、国の方針で定める排出ガス基準に適合すること。  ※電動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。  ※次世代自動車：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。	1 エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。 2 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 3 バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 4 エコドライブ支援機能を搭載していること。
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	1 バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用され、添加物として充填剤が使用されていないこと。 2 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること。	1 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 2 シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 3 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 4 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

※「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。